

平成25年度 全国特定（産業別）最低賃金額決定状況

(単位：円)

項目 都道府県名	食料品、飲料製造業関係			発効日
	日額	時間額		
北海道	—	791		H25. 12. 6
千葉県	—	827		H25. 12. 25
香川県	—	745		H25. 12. 15
宮崎県	—	670		H26. 1. 16
沖縄県	—	683	畜産食料品製造業	H25. 12. 11
沖縄県	—	693	糖類製造業	H25. 12. 5
沖縄県	—	686	清涼飲料、酒類製造業	H25. 11. 23

項目 都道府県名	繊維工業関係			発効日
	日額	時間額		
石川県	—	726		H25. 12. 31
福井県	—	725	化学繊維を含む	H25. 12. 24
愛知県	—	732	*6	H20. 12. 16
滋賀県	—	750	*1	H25. 12. 29
兵庫県	—	751	靴下製造業、*7	H21. 12. 1
兵庫県	—	768	靴下製造業を除く	H25. 12. 28
徳島県	—	652	*8	H15. 12. 21
熊本県	5,176	647	繊維製品を含む、*9	H12. 12. 25

項目 都道府県名	造作材・合板・建築用組立材料製造業			発効日
	日額	時間額		
徳島県	—	788		H25. 12. 21

項目 都道府県名	パルプ・紙・紙加工品製造業関係			発効日
	日額	時間額		
富山県	5,637	705	*10	H7. 11. 24
静岡県	—	758		H25. 12. 13
愛媛県	—	796		H25. 12. 25

項目 都道府県名	印刷・同関連産業関係			発効日
	日額	時間額		
長野県	—	747		H23. 12. 31
東京都	—	765	*16	H22. 12. 18

項目 都道府県名	塗料製造業			発効日
	日額	時間額		
栃木県	—	865		H25. 12. 31
神奈川県	—	884		H26. 3. 15
大阪府	—	870		H25. 10. 31
兵庫県	—	884		H25. 12. 1

項目 都道府県名	ゴム製品製造業			発効日
	日額	時間額		
静岡県	—	807		H25. 12. 13

項目 都道府県名	窯業・土石製品製造業関係			発効日
	日額	時間額		
岐阜県	5,708	714	*11	H10. 12. 25
三重県	—	800		H26. 1. 4
滋賀県	—	836		H25. 12. 29
岡山県	—	826		H26. 1. 1
佐賀県	—	665		H25. 12. 8

項目 都道府県名	鉄鋼業関係			発効日
	日額	時間額		
北海道	—	842		H25. 12. 1
青森県	—	787		H25. 12. 21
岩手県	—	740	金属製品を含む	H25. 12. 28
宮城県	—	798		H25. 12. 15
茨城県	—	818		H25. 12. 31
群馬県	—	815		H25. 12. 28
千葉県	—	867		H25. 12. 25
東京都	—	871		H26. 3. 23
神奈川県	—	874		H26. 3. 15
富山県	6,024	753		H10. 12. 26
愛知県	—	885		H25. 12. 16
三重県	5,907	739		H10. 12. 15
滋賀県	—	775		H16. 12. 18
大阪府	—	865		H25. 11. 2
兵庫県	—	866		H25. 12. 1
和歌山県	—	818		H25. 12. 30
島根県	—	775		H25. 12. 14
岡山県	—	841		H26. 1. 1
広島県	—	847		H25. 12. 31
山口県	—	833	非鉄金属を含む	H25. 12. 15
福岡県	—	848		H25. 12. 10
大分県	—	801		H25. 12. 25

項目 都道府県名	非鉄金属製造業関係			発効日
	日額	時間額		
秋田	-	790		H25.12.28
福島	-	789		H25.12.18
埼玉	-	842		H25.12.15
神奈川	-	821	*12	H22.12.20
富山	-	779	金属製品を含む	H25.12.28
静岡	-	839	鉄鋼を含む	H25.12.13
三重	-	820		H26.1.4
大阪	-	826		H25.12.1
大分	-	793		H25.12.25

項目 都道府県名	金属製品製造業関係			発効日
	日額	時間額		
石川	6,102	763	*2	H11.12.26
三重	-	816		H26.1.4
京都	-	842		H25.12.27
広島	-	812		H25.12.31

項目 都道府県名	一般機械器具製造業（はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業）関係			発効日
	日額	時間額		
山形	-	754		H25.12.25
茨城	-	798	*3	H25.12.31
茨城	5,805	726	*4	H11.12.31
栃木	-	809		H25.12.31
群馬	-	804		H25.12.28
千葉	-	843		H25.12.25
東京	-	832	*13	H22.12.31
神奈川	-	857	*12	H25.3.1
富山	-	810	輸送用機器を含む	H25.12.1
石川	-	826	金属製品、電気機器を含む	H25.12.31
福井	-	800		H25.12.24
長野	-	809	輸送用機器を含む	H25.11.30
静岡	-	851	輸送用機器を含む	H25.12.13
愛知	-	858		H25.12.16
三重	-	762		H15.12.15
滋賀	-	835		H25.12.29
京都	-	822		H20.12.21
大阪	-	850	金属製品、輸送用機器を含む	H25.10.31
兵庫	-	847		H25.12.1
奈良	-	810		H25.12.27
島根	-	761		H25.12.27
岡山	-	820		H26.1.1
広島	-	820		H25.12.31
徳島	-	816		H25.12.21
香川	-	823		H25.12.15
愛媛	-	807		H25.12.25
佐賀	-	770		H25.12.26
長崎	-	788		H26.1.4

項目 都道府県名	電気機械器具製造業（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）関係			発効日
	日額	時間額		
北海道	-	784		H25.12.11
青森	-	721		H25.12.21
岩手	-	718		H25.12.28
宮城	-	757		H25.12.19
秋田	-	725		H25.12.28
山形	-	740		H25.12.25
福島	-	741		H25.12.7
茨城	-	793	精密機器を含む	H25.12.31
茨城	5,786	723		H11.12.31
栃木	-	809		H25.12.31
群馬	-	802		H25.12.28
埼玉	-	846		H25.12.15
千葉	-	846		H25.12.25
東京	-	829	精密機器を含む、*13	H22.12.31
神奈川	-	873		H26.3.15
新潟	-	808		H25.12.28
富山	-	750		H25.12.21
石川	-	770		H25.12.31
福井	-	763		H25.12.24
山梨	-	806		H25.12.26
長野	-	798	精密機器を含む	H25.12.19
岐阜	-	792		H25.12.21
静岡	-	823		H25.12.13
愛知	-	823		H25.12.16
三重	-	805		H26.1.4
滋賀	-	818	精密機器を含む	H25.12.29
京都	-	840		H25.12.27
大阪	-	827		H25.11.9
兵庫	-	810		H25.12.1
奈良	-	808		H25.12.27
鳥取	-	738		H26.1.9
島根	-	707		H25.12.29
岡山	-	756		H25.12.15
広島	-	780		H25.12.31
山口	-	760		H25.12.15
徳島	-	777		H25.12.21
香川	-	777		H25.12.15
愛媛	-	778		H25.12.25
高知	-	745		H25.12.30
福岡	-	806		H25.12.10
佐賀	-	734		H25.12.27
長崎	-	726		H26.1.16
熊本	-	717		H25.12.15
大分	-	723		H25.12.25
宮崎	-	707		H26.1.9
鹿児島	-	710		H25.12.28

項目 都道府県名	輸送用機械器具製造業関係			発効日
	日額	時間額		
北海道	-	787	*5	H25. 12. 1
秋田	-	763		H25. 12. 28
山形	-	756		H25. 12. 25
福島	-	776		H25. 12. 27
栃木	-	812		H25. 12. 31
群馬	-	804	建設機械を含む	H25. 12. 28
埼玉	-	857		H25. 12. 15
東京	-	838	*13	H24. 2. 18
神奈川	-	855	建設機械を含む、*12	H25. 3. 1
石川	-	826		H25. 12. 31
山梨	-	815		H25. 12. 21
岐阜	-	830	自動車・同附属品	H25. 12. 21
岐阜	-	879	航空機・同附属品	H25. 12. 21
愛知	-	863	建設機械を含む	H25. 12. 16
三重	-	841	建設機械を含む	H26. 1. 4
滋賀	-	839	自動車・同附属品	H25. 12. 29
京都	-	849	建設機械を含む	H25. 12. 27
大阪	-	848	自動車・同附属品	H25. 11. 30
兵庫	-	882		H25. 12. 1
島根	-	760	自動車・同附属品	H25. 12. 27
岡山	-	807	自動車・同附属品	H26. 1. 1
岡山	-	837	船舶製造・修理, 船用機関	H26. 1. 1
広島	-	801	自動車・同附属品	H25. 12. 31
広島	-	842	船舶製造・修理, 船用機関	H25. 12. 31
山口	-	806		H25. 12. 15
香川	-	830	船舶製造・修理業, 船用機関	H25. 12. 19
愛媛	-	818	船舶製造・修理業, 船用機関	H25. 12. 25
福岡	-	828		H25. 12. 10
長崎	-	800	船舶製造・修理業, 船用機関	H26. 1. 16
熊本	-	767		H25. 12. 15
大分	-	773	自動車・同附属品、船舶製造・修理業, 船用機関	H25. 12. 25

項目 都道府県名	精密機械器具製造業（業務用機械器具、その他の製造業）関係			発効日
	日額	時間額		
岩手	-	729		H25. 12. 28
福島	-	774		H25. 12. 27
栃木	-	809		H25. 12. 31
埼玉	-	857		H25. 12. 15
千葉	-	829		H25. 12. 25
愛知	-	813		H25. 12. 16
兵庫	-	812		H25. 12. 1

項目 都道府県名	新聞・出版業関係			発効日
	日額	時間額		
東京	-	857	出版業、*13	H24. 12. 31
沖縄	-	768	新聞業	H25. 11. 28

項目 都道府県名	各種商品小売業			発効日
	日額	時間額		
青森	-	714		H25. 12. 21
岩手	-	729		H26. 2. 1
茨城	-	767		H25. 12. 31
栃木	-	773		H25. 12. 31
埼玉	-	810		H25. 12. 15
千葉	-	807		H25. 12. 25
東京	-	792	*13	H21. 12. 31
新潟	-	759		H25. 12. 26
福井	-	750		H23. 12. 24
長野	-	763		H25. 12. 31
静岡	-	799		H25. 12. 13
愛知	-	799		H25. 12. 16
滋賀	-	765		H25. 12. 29
京都	-	790		H25. 12. 27
大阪	-	768	*14	H21. 11. 30
兵庫	-	781		H25. 12. 1
鳥取	-	697		H25. 2. 7
岡山	-	762		H25. 12. 11
広島	-	770		H23. 12. 31
愛媛	-	714		H25. 12. 25
福岡	-	710	*15	H14. 12. 10
大分	-	697		H25. 12. 25
宮崎	-	687		H26. 1. 1
沖縄	-	685		H25. 11. 29

項目 都道府県名	百貨店、総合スーパー			発効日
	日額	時間額		
富山	-	770		H24. 12. 20
石川	-	781		H25. 12. 31
福井	-	763		H25. 12. 24
和歌山	-	754		H25. 12. 30
島根	-	704		H22. 12. 12
山口	-	710		H21. 12. 15
福岡	-	775		H25. 12. 10
熊本	-	703		H25. 12. 15
鹿児島	-	685		H25. 12. 28

都道府県名	項目	自動車小売業関係		
		日額	時間額	発効日
青森	森手	—	753	H25. 12. 21
岩手	手	—	751	H25. 12. 28
宮城	城	—	763	H25. 12. 15
秋田	田	—	750	新車、自動車部分品・附属品 H25. 12. 28
福島	島	—	772	H25. 12. 18
埼玉	玉	—	857	H25. 12. 15
千葉	葉	—	838	H25. 12. 25
神奈川	奈川	—	842	*12 H23. 12. 21
新潟	潟	—	813	新車、自動車部分品・附属品 H26. 1. 18
富山	山	—	769	新車 H23. 1. 20
愛知	知	—	800	自動車部分品・附属品 H19. 12. 16
愛知	知	—	846	新車 H25. 12. 16
京都	都	5,926	741	*16、*17 H9. 12. 21
京都	都	—	768	新車、*16 H25. 8. 17
大阪	阪	—	838	H25. 11. 30
兵庫	庫	—	824	H25. 12. 1
奈良	良	—	810	H25. 12. 27
島根	根	—	732	新車 H25. 12. 28
広島	島	—	798	H25. 12. 31
福岡	岡	—	819	新車 H25. 12. 10
大分	分	—	734	新車 H25. 12. 25
宮崎	崎	—	731	新車 H26. 1. 8
鹿児島	島	—	735	新車 H25. 12. 27
沖縄	縄	—	693	新車 H25. 11. 29

都道府県名	項目	自動車整備業		
		日額	時間額	発効日
山形	形	—	758	H25. 12. 25

都道府県名	項目	一般貨物自動車運送業		
		日額	時間額	発効日
高知	知	—	910	H19. 6. 2

- *1 紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業
- *2 洋食器・刃物・手道具・金物類・金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品製造業
- *3 建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業を除く
- *4 【旧分類】一般機械器具製造業（繊維機械製造業を除く）
- *5 船舶製造・修理業（木造船製造・修理業及び木製漁船製造・修理業を除く。）、船体ブロック製造業
- *6 平成25年10月26日から愛知県最低賃金（時間額780円）を適用。
- *7 平成25年10月19日から兵庫県最低賃金（時間額761円）を適用。
- *8 平成25年10月30日から徳島県最低賃金（時間額666円）を適用。
- *9 時間額は平成25年10月30日から熊本県最低賃金（時間額664円）を適用。また、日額適用労働者は、日額を1日の所定労働時間数で除した時間額が熊本県最低賃金より低い場合には、熊本県最低賃金を適用。
- *10 時間額は平成25年10月6日から富山県最低賃金（時間額712円）を適用。また、日額適用労働者は、日額を1日の所定労働時間数で除した時間額が富山県最低賃金より低い場合には、富山県最低賃金を適用。
- *11 時間額は平成25年10月19日から岐阜県最低賃金（時間額724円）を適用。また、日額適用労働者は、日額を1日の所定労働時間数で除した時間額が岐阜県最低賃金より低い場合には、岐阜県最低賃金を適用。
- *12 平成25年10月20日から神奈川県最低賃金（時間額868円）を適用。
- *13 平成25年10月19日から東京都最低賃金（時間額869円）を適用。
- *14 平成25年10月18日から大阪府最低賃金（時間額819円）を適用。
- *15 平成25年10月18日から福岡県最低賃金（時間額712円）を適用。
- *16 平成25年10月24日から京都府最低賃金（時間額773円）を適用。
- *17 日額適用労働者は、日額を1日の所定労働時間数で除した時間額が京都府最低賃金（時間額773円）より低い場合には、京都府最低賃金を適用。